

居住支援の在り方に関する調査研究事業

特定非営利活動法人 抱樸 (報告書A 4版 164頁)

事業目的

1. 目標

生活困窮者をはじめとして、住宅の確保が必要な者に対する居住支援を全国的かつ施策横断的に実施していくため、各施策において行われている取組状況を把握するとともに、支援方法を策定する。

2. 背景と課題

平成29年10月より、改正住宅セーフティネット制度(以下、同制度)が施行され、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者への居住支援を強化していくことが、国交省、厚労省が連携する形で展開されている。

住宅確保要配慮者への支援策として、登録住宅(専用住宅)の登録制度、改修・家賃の低廉化補助、居住支援協議会の設置、居住支援法人の指定制度などが実施されている。

平成31年2月15日現在、登録住宅の登録7,676戸、居住支援協議会の設立77協議会、居住支援法人の指定191者など、(登録住宅については想定よりも大幅に少ないが)特に住宅確保要配慮者へのマッチング、入居支援、入居生活継続支援を担う居住支援法人の指定がすすんでおり、「居住支援」という用語は全国的にも広がってきていている。

一方で、同制度施行1年半を経て、以下のような現状が見えてきている。

・居住支援協議会について

77協議会が設置されているが、県単位の協議会は47都道府県全てにあるが、住民の生活に密着し、生活や社会資源の状況を理解しているはずの基礎自治体(市区町村)での設置が遅れている。

また多くの自治体において、福祉部局と住宅部局の連携の在り方が課題となっており、基礎自治体での設置が遅れている要因の一つと考えられる。

・居住支援法人について

居住支援法人のうち、法人属性は株式会社とNPOがほぼ同数で大半を占めている。

株式会社の多くは、事業の継続性等に関して秀でている傾向が強く、一方NPO法人などは、居宅設定後の生活継続支援を得意とするが、財政的な基盤が脆弱で事業の継続性に不安がある、と指摘されている。この両者の強みを生かした居住支援の総合的モデルが必要となっている。

また、同制度の運用においては、下記の課題も明らかになってきている。

・同制度に関わる事業定着の困難

平成31年度までは、重層的住宅セーフティネット構築支援事業による補助金が交付されるが、平成32年度以降は予定されていない。

・関連事業運用に関わる理解不足

同制度に関連した居住支援を支える新たな事業として、例えば、生活困窮者自立支援法に基づく地域居住支援事業や一時生活支援事業の居住支援強化、子どもの学習・生活支援事業などが用意されているが、どのように活用するべきかに関して、自治体、居住支援協議会、居住支援法人などの事業実施者の理解は必ずしも十分ではない。

以上の背景、諸課題を踏まえ、各地域で行われている先進事例や各施策において実施されている取り組み状況を把握し、生活困窮者をはじめとした住宅確保要配慮者への居住支援を全国的かつ施策横断的に実施していくための仕組みと支援方法のあり方について、検討を行う。

事業概要

1. 具体的内容

- ①地域において安定した生活が継続できることを目的として、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、生活困窮者自立支援法に基づく地域居住支援事業、社会福祉法に基づく社会福祉法人による地域公益活動等の関係各法に基づく取組み、その他制度に基づかない緊急時のシェルター確保など一時的及び恒久的な住まいの確保の取組み、入居のための支援及び入居を継続するための見守り等の支援方策等の取組みを把握するとともに、これらの情報提供やマッチングなどの支援の取組み状況を把握する。さらに、各制度や施策が縦割りにならないための仕組みについても、検討する。
- ② ①を踏まえ、住宅の確保、入居の支援、入居を継続するための支援などについて、福祉部局と住宅部局が連携して実施することを可能とする基本的な手法及び支援を担う者に必要な資質について検討の上、手引きを作成する。
- ③これらの具体的な支援手法を整理し、先進的な事例一覧や、関係施策における現在の取り組みの内容をまとめる。

→事業採択後に、地域福祉課と協議し、主に一時生活支援事業を活用した居住支援の先進事例のヒアリング調査や手引き作成を行うこととした。

2. 検討委員会を開催し、調査事業の方向性と事業報告の確認を行った。

(6月14日、3月17日開催)

検討委員メンバー

奥田知志(NPO法人抱樸理事長) ※委員長
高橋紘士(東京通信大学教授)
水内俊雄(大阪市立大学教授)
中山徹(大阪府立大学名誉教授) ※主任研究員
蕭閻偉(大阪市立大学専任講師) ※主任研究員
垣田裕介(大阪市立大学准教授)
白川泰之(日本大学教授)
森松長生(NPO法人抱樸専務理事)

3. 作業部会Aチーム(居住支援の現状把握および先進地域事例の調査研究チーム)を開催し、20の自治体及び事業受託団体等への調査を実施した。

研究メンバー

蕭閻偉(大阪市立大学専任講師) ※主任研究員
鈴木達也(自治医科大学助教)
金容善(東京大学研究員)
西野雄一郎(福岡大学助教)
水内俊雄(大阪市立大学教授)
垣田裕介(大阪市立大学准教授)
湯山篤(大阪市立大学特別研究員)
山田耕司(NPO法人抱樸居住支援事業部部長)

調査自治体

(一時生活支援事業実施自治体) 北海道、北海道札幌市、神奈川県相模原市、静岡県富士市、愛知県豊橋市、京都府京丹後市、岡山県岡山市、広島県広島市、愛媛県、愛媛県松山市、熊本県、熊本県熊本市、沖縄県、沖縄県沖縄市、沖縄県那覇市

(一時生活支援事業未実施自治体) 香川県高松市、徳島県徳島市、大分県大分市、長崎県長崎市、鹿児島県鹿児島市

4. 作業部会Bチーム(手引き作成チーム)を開催し、Aチームの報告を受け、作業部会Bチーム(手引き作成チーム)を開催し、Aチームの報告を受け、「居住支援と一時生活支援事業」「支援ニーズの捉え方」「一時生活支援事業の実施に向けて」「出口戦略・アフターフォロー」「生活困窮者地域居住支援事業」などの

項目で手引き作成を行った。

研究メンバー

中山徹(大阪府立大学名誉教授) ※主任研究員

吉中季子(神奈川県立保健福祉大学准教授)

葛西リサ(立教大学研究員)

白川泰之(日本大学教授)

高橋紘士(東京通信大学教授)

高間沙織(尾道市立大学講師)

中間あやみ(NPO法人抱樸困窮者支援事業部部長)

※事務局補助業務(検討委員会・作業部会の開催設定、会議録等の作成、両作業部会の取りまとめ、調査日程調整、事業報告書作成補助等)及び報告書ライティング業務を株式会社交通タイムス社に委託した。

調査研究の過程

事業採択後に、地域福祉課と協議し、主に一時生活支援事業を活用した居住支援の先進事例のヒアリング調査や手引き作成を行うこととした。

作業部会Aチーム(居住支援の現状把握および先進地域事例の調査研究チーム)を開催し、20の自治体及び事業受託団体等への調査を実施した。

調査項目内容については、ヒアリングシート(添付資料)参照。

調査自治体

(一時生活支援事業実施自治体) 北海道、北海道札幌市、神奈川県相模原市、静岡県富士市、愛知県豊橋市、京都府京丹後市、岡山県岡山市、広島県広島市、愛媛県、愛媛県松山市、熊本県、熊本県熊本市、沖縄県、沖縄県沖縄市、沖縄県那覇市

(一時生活支援事業未実施自治体) 香川県高松市、徳島県徳島市、大分県大分市、長崎県長崎市、鹿児島県鹿児島市

作業部会Bチーム(手引き作成チーム)を開催し、Aチームの報告を受け、作業部会Bチーム(手引き作成チーム)を開催し、Aチームの報告を受け、「居住支援と一時生活支援事業」「支援ニーズの捉え方」「一時生活支援事業の実施に向けて」「出口戦略・アフターフォロー」「生活困窮者地域居住支援事業」などの項目で手引き作成を行った。

手引きと調査報告と合わせた事業報告書を作成した。

事業結果

近年、居住支援は、住宅政策と社会福祉政策をとり結ぶ重要な政策と位置づけられてきている。

本「居住支援の在り方に関する調査研究事業」の目的は、「各地域で行われている先進事例や各施策において実施されている取り組み状況を把握し、生活困窮者をはじめとした住宅確保要配慮者への居住支援を全国的かつ施策横断的に実施していくための仕組みと支援方法の在り方について検討を行う」ことである。特に、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業である一時生活支援事業に焦点を当て、各地で行われている先進的な取り組み状況、仕組みづくりや支援手法等を調査することによって、一時生活支援事業実施に向けた仕組みや支援内容等の素材を提供することである。

そのため、第1に、一時生活支援事業実施自治体の多様な仕組みや居住支援内容などについての状況把握のため、「一時生活支援事業実施自治体調査」と「運営団体調査」を実施した。

第2に、第1の2つの調査を踏まえ、一時生活支援事業の実施に向けた手引きを作成した。

2つの部分から構成されている。

第1の部分は、居住支援とは何か、居住支援の中での一時生活支援事業の位置づけや関連した居住政

策と一時生活支援事業対象者の「見えにくい」ニーズの捉え方や当該自治体においてニーズを可視化する方法等に関して分析・整理した。

第2は、2つの調査結果の踏まえ、自治体によって多様な取り組みがなされていることから、幾つかのタイプに分類し、実施に向けては、多様な取り組み方法があることを具体的に示した。また、入所中の様々な就労支援を含めた生活支援の具体的内容や退所にあたっての支援や退所後の支援の在り方等についても触れた。

以上から、本調査研究事業の目的をある程度達成されたと考えられる。

しかし、2つの調査報告結果から、少なくとも、以下のような課題があることも判明した。

それは、第1に、一時生活支援事業による支援効果についてである。実施自治体は、ホームレスを含む多様な居住不安定層のニーズに数は少ないとはいえる対応できているという意見がある一方で、退所後の支援効果に関する実績の記録が必ずしも十分ではないため、一部の受託団体の結果の例示に止まらざるを得なかつた点である。

第2に、退所理由として自主退所が一定数は存在するものの、退所後の出口としては、生活保護制度への移行が大きな割合を示している自治体がある一方で、就労による退所が多い自治体も少なからず存在している。自治体による一時生活支援事業の位置づけの違い、入所中の就労支援を含めた生活支援の在り方の違いなどについて、より詳細に検討することも課題として残った。また、今後、入所中の支援メニューだけでなく、退所後のアフターフォローが重要視されている局面毎の支援メニューについてもより詳細な把握もまた必要である。

第3に、一時生活支援事業を担う人材の確保と育成は重要である。しかし、待遇面での問題や、居住支援に当たってのアセスメント等の支援手法の習得方法などに関する素材の収集については、不十分さを残している。実際の支援担当者への聞き取り等が今後必要であろう。(事業報告書 まとめより抜粋)

事業実施機関

特定非営利活動法人 抱樸

〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区2-1-32

TEL: 093-653-0779